

第87号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立点字図書館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

平成27年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立点字図書館

2 指定管理者

神戸市中央区磯上通3丁目1番32号

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

理事 中村 三郎

3 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

理 由

神戸市立点字図書館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立点字図書館の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称
神戸市立点字図書館
2. 指定管理者
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
理事 中村 三郎
神戸市中央区磯上通3丁目1番32号
3. 指定期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
4. 債務負担行為
なし
5. 28年度予定額
62,548千円（27年度指定管理料 62,548千円）
6. 選定までのスケジュール
選定評価委員会 平成27年10月19日
7. 選定理由

神戸市立点字図書館が所在する神戸市立総合福祉センターは、平成26年度から耐震及び大規模老朽改修を実施しており、「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び同「運用マニュアル」に基づき、平成26年度から2年間について公募外にて前指定管理者である神戸市社会福祉協議会を指定管理者として選定を行った。平成28年度についても引き続き、耐震及び大規模老朽改修を行うため、現在の指定管理者を継続して選定した。

※公の施設の指定管理者制度運用指針に定める公募の例外

施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現行の指定管理者を継続して（上限2年まで）指定する場合

[施設の概要]

(1) 設立趣旨

視覚障害者に対して、点字・録音等による情報の提供、相談指導、ボランティアの育成等を行い、自立と社会活動への参加の促進を図る。

(2) 所在地

神戸市立総合福祉センター内（神戸市中央区橋通3丁目4番1号）

※改修工事に伴い、平成26年11月4日より神戸市立心身障害福祉センター内（神戸市兵庫区水木通2丁目1番10号）へ仮移転中

(3) 開設時期

昭和44年11月

(4) 規模構造

鉄筋コンクリート造 5階建ての2階の一部

神戸市立総合福祉センター延床面積 12,425 m²のうち 683 m²

※仮移転中は、神戸市心身障害福祉センターの5階の一部

(5) 施設内容

書庫（点字図書及び録音図書）、事務室及び発送整理室、録音室、
図書編集室、資料調査室、コンピュータ室、対面朗読室、利用者コーナー 等

(6) 使用時間・休館日

・開館時間 午前9時～午後5時

・休館日 土曜日、日曜日及び国民の祝日

年末年始（12月28日～1月4日）

その他、点字刊行物の整理等に要する日その他管理運営上特に必要
があると認めるとき

(7) 利用状況

○延べ利用人数

平成24年度 32,772人

平成25年度 35,302人

平成26年度 34,415人